

## 岩国市プレミアム商品券取扱申込 及び 同意書

ふりがな			
事業所名			
ふりがな			
屋号・商号	※取扱店一覧には屋号・商号を掲載いたします。		
店舗所在地	(〒 - )		
店舗電話番号	( )	FAX	( )
代表者名	事務担当者名		
会員区分 (どちらかに○をつけて下さい)	会員 ・ 非会員	非会員の場合 (どちらかに○をつけて下さい)	個人 ・ 法人 (1万5千円) (3万円)

※ご記入いただきました個人情報は、本事業に関する運営のみに使用させていただきます。  
※店舗・営業所等が複数ある場合は店舗ごとに申込みをお願いします。

岩国市プレミアム付商品券発行事業推進協議会が発行する「商品券」について、以下の内容に同意し、取扱事業所として申込みます。

### 記

- 取扱事業所は、使用済みであることを明示するために、受領した商品券の裏面に店名等を記入しなければ、換金することができない。
- 取扱事業所は、前項の処理を行った商品券を持参のうえ、岩国市域内にある西中国信用金庫、山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、東山口信用金庫、山口県農業協同組合のいずれかに提出しなければならない。
- 換金額の支払いは、取扱事業所が指定した金融機関の預金口座に入金するものとし、現金での支払いはできないものとする。
- 指定金融機関以外への振込については振込にかかる手数料は取扱事業所負担とする。なお、振込額が10万円を越える場合は本人確認書類等の提示が必要となるので金融機関の規定に沿って手続きするものとする。
- 換金日は、毎月3日、13日、23日として、入金または振込は原則として5営業日以内とする。但し、換金日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、前営業日とする。(但し、令和3年1月3日は除く)
- 換金期間は、令和2年11月2日(月)から令和3年3月23日(火)までとする。
- 商品券を単に現金化したり、自らの商品仕入れのために使用することはできないものとする。
- 商品販売によって受領した商品券を再販売、または再利用しないものとする。
- 換金性の高い商品(図書券、ビール券、プリペイドカード、切手、印紙、他の商品券等)、たばこ、不動産、金融商品の購入はできないものとする。
- つり銭は支払わないものとする。
- 商品券の受け取りは善良な管理者としての注意義務をもって確認し、偽造商品券の使用を防止するよう注意することとする。
- 取扱事業所であることを明示する取扱店登録証を店頭またはレジスター等利用者にわかりやすい場所に掲示することとする。
- 取扱事業所は、この申込及び同意書を提出する場合、必ず控えをとることとする。

※事務局使用欄

取扱事業者番号